

災害！そのときどうなるの??

問 保健センター
☎(48)3751

今回のテーマ 大規模災害時の医療救護所体制はどうなっているの？

大きな地震が起きると、たくさんのけが人が出るおそれがあります。また、地域の医療機関も被害を受けて、診療を行うことができなくなる可能性もあります。市はそのような混乱のなか、ひとりでも多くの命を救うため、医療救護所を開設し、医療救護活動を行います。

■ 医療救護所って？

大規模災害発生時には、市は、医師会・歯科医師会・薬剤師会と協力し、医療救護所を開設し、医療救護活動を行います。

■ 医療救護所の役割は？

医療救護所は、通常の医療機関とは違い、設備や医薬材料が十分ではありません。そのため、主にトリアージや重傷者・中等症患者の応急手当と病院への搬送手配などを優先して行います。

トリアージ 多くの負傷者が発生した場合に、できるだけ多くの命を救うため、治療の必要性・緊急性が高い人とそうでない人をグループ分けし、治療や医療機関への搬送の順位を決定することです。

■ どこに開設されるの？

新川小学校と棚尾小学校の2か所としています。被害状況や医師などの参集状況によっては、開設できない場合もあります。

■ お願い

医療救護所は24時間体制で、医療救護班が交代制で運営します。開設期間は、発災からおおむね3～4日間となります。通常、開業している診療所などは閉鎖することとなります。重傷者・中等症患者の病院への搬送を行う人員も十分でないことが予測されますので、地域の動ける人に搬送の協力をお願いする場合があります。また、軽傷者の手当てについても協力をお願いします。

下水道事業受益者負担金 第1期納期限は6月30日(火)

問 下水道課管理業務係 ☎(95)9911

■ 負担金の納付

負担金は5年分割で、納期を年4回に分けて、計20期で納めていただきます。ただし、各年度の第1期にのみ、残りの負担金全額を一括して納めることができます。この場合、納期前納付報奨金が交付されます(限度額25万円)。今年度の納期および納期前納付報奨金交付率は次表のとおりです。

■ 負担金を納める人

令和元年度に下水道の整備を実施した区域の土地所有者または権利者および毎年度の負担金を分割で納付している人です。

納期

第1期	6月30日(火)
第2期	9月30日(水)
第3期	12月25日(金)
第4期	令和3年3月1日(月)

納期前納付報奨金

納期	交付率(%)
1年目	17.85
2年目	14.24
3年目	10.64
4年目	7.03
5年目	3.4

口座振替の人

納期限の日引き落とします。また、口座名義人などの変更や解約があった場合は、至急下水道課へ連絡してください。

※口座振替で一括納付する人は、引き落としができない場合、納期前納付報奨金が交付されません。

直接納付の人

一括および分割用の納付書を送付します。次回から口座振替を希望する場合は、金融機関または下水道課窓口で納期限の2か月前までに手続きをしてください。

■ 負担金決定後に異動があった場合

売買や相続などにより、受益者が変わった場合や、転出・転入した場合は、変更申告書を提出してください。